

国立大学法人群馬大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

平成 19. 4. 1 制 定

改正 平成 20.10. 1 平成 23. 4. 1

平成 26. 4. 1 平成 29.12.27

令和 2. 7. 3 令和 3. 4. 1

令和 7.10. 1

(趣 旨)

第 1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）が発注する工事、物品の製造、財産の売買、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定 義)

第 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (2) 学部等 本学会計事務取扱規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める学部等をいう。
- (3) 契約担当役 本学会計規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 6 条に定める契約担当役をいう。
- (4) 業者 本学契約事務取扱規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「契約事務取扱規程」という。）第 11 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項により一般競争参加者若しくは指名競争参加者の資格を得た者又はその他の者をいう。

(取引停止の措置)

第 3 契約担当役は、業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

2 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、取引停止措置は、講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合は、この限りでない。

(下請負人に関する取引停止)

第 4 契約担当役は、第 3 の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第 5 契約担当役は、第 3 の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）につい

て、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

- 2 契約担当役は、第3、第4及び前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止の通知)

第6 契約担当役は、第3の規定により取引停止の措置を講じるときは、直ちに取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。ただし、取引停止とする業者の製品を供給する者が多数ある場合等により、契約担当役がやむを得ないと認める場合は、当該通知を公告に代えることができるものとする。

- 2 契約担当役は、前項による通知を行ったときは、各学部等の長及び文部科学省関係機関に事実関係の概要、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するとともに、別に定める基準により本学ホームページで公表するものとする。

(取引停止の期間の特例)

第7 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第4号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号から第2号まで又は第3号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受ける

ことができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第8 契約担当役は、第3の規定により情状に応じて別表第1各号又は別表第2各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第7第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該各号に定める期間を取引停止の期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本学の役員若しくは職員（以下「本学職員」という。）が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第4号に該当したとき 当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第4号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） 当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） 当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） 当該各号に定める短期に1か月加算した期間
- (5) 本学職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該本学職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） 当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名等の取消し)

第9 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第10 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る工事又は製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開

始前に下請けしている場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第 11 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第 12 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領又は建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領により取引停止を受けている業者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準（第3関係）

措 置 要 件	期 間 (第7第4項適用の場合)
1 虚偽記載 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
2 過失による粗雑な契約履行 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
3 契約違反 第2に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上5か月以内 (10か月以内)
4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
5 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上5か月以内 (10か月以内)
6 落札決定後の契約辞退 本学発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。	当該認定をした日から 2週間以上5か月以内 (10か月以内)
7 その他 前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から前各号に準じて契約担当役が定める期間

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準（第3関係）

措 置 要 件	期 間 (第7第4項適用の場合)
1 贈賄（本学の役員又は職員に対する贈賄） 次のア、イ又はウに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	当該認定をした日から 4か月以上15か月以内 (30か月以内) 3か月以上12か月以内 (24か月以内) 2か月以上8か月以内 (16か月以内)
2 贈賄（他の公共機関の職員に対する贈賄） 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内 (24か月以内) 2か月以上8か月以内 (16か月以内) 1か月以上4か月以内 (8か月以内)
3 独占禁止法違反行為 本学発注の契約又は他の公共機関発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内 (24か月以内)
4 談合 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2か月以上15か月以内 (30か月以内)
5 建設業法違反行為 本学発注の契約又は他の公共機関発注の契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)
6 不正又は不誠実な行為 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)
7 その他 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)

(様式例)

取引停止措置（解除）通知書

年 月 日

称号又は名称

代表者氏名 殿

国立大学法人群馬大学
契約担当役 事務局長

下記理由により貴社（殿）を取引停止（解除）しましたので、通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ か月間）

取引停止解除期日： 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（解除）の理由

4. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札（見積）書等は無効とし、当該指名等を取り消します。

5. 問い合わせ先